

条例の提案に対する意見の申出について（報告）

平成31年2月定例県議会に提案予定の附属機関の設置に関する条例及び福岡県社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙1のとおり知事の聴取があったため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき、臨時代理により別紙2のとおり回答しましたので、同条第2項の規定に基づき、承認を求めます。

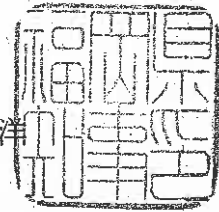
平成31年2月1日
教 育 長

別紙 1

30教総第1355号
平成31年1月28日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事 小川 洋



条例の提案に対する意見の聴取について

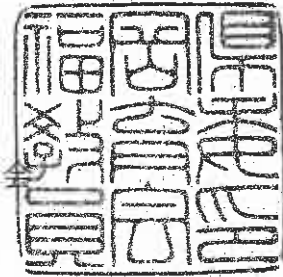
平成31年2月定例県議会に「附属機関の設置に関する条例及び福岡県社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例」を別案のとおり提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

別紙2

30教総第2338号
平成31年1月28日

福岡県知事 殿

福岡県教育委員会 長



条例の提案に対する意見の申出について (回答)
(対1月28日30教総第1355号)

さきに意見聴取のあった条例の提案については、同意します。

附属機関の設置に関する条例及び福岡県社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

今後の社会の変化を見据え、学校教育及び社会教育における新たな課題に対応していくため、福岡県県立学校教育振興計画審議会及び福岡県社会教育委員の会議を統合し、新たに福岡県教育振興審議会を設置すること並びに所期の目的を達した福岡県学校給食審議会を廃止することに伴い、所要の規定の整備を行うもの。

2 改正の概要

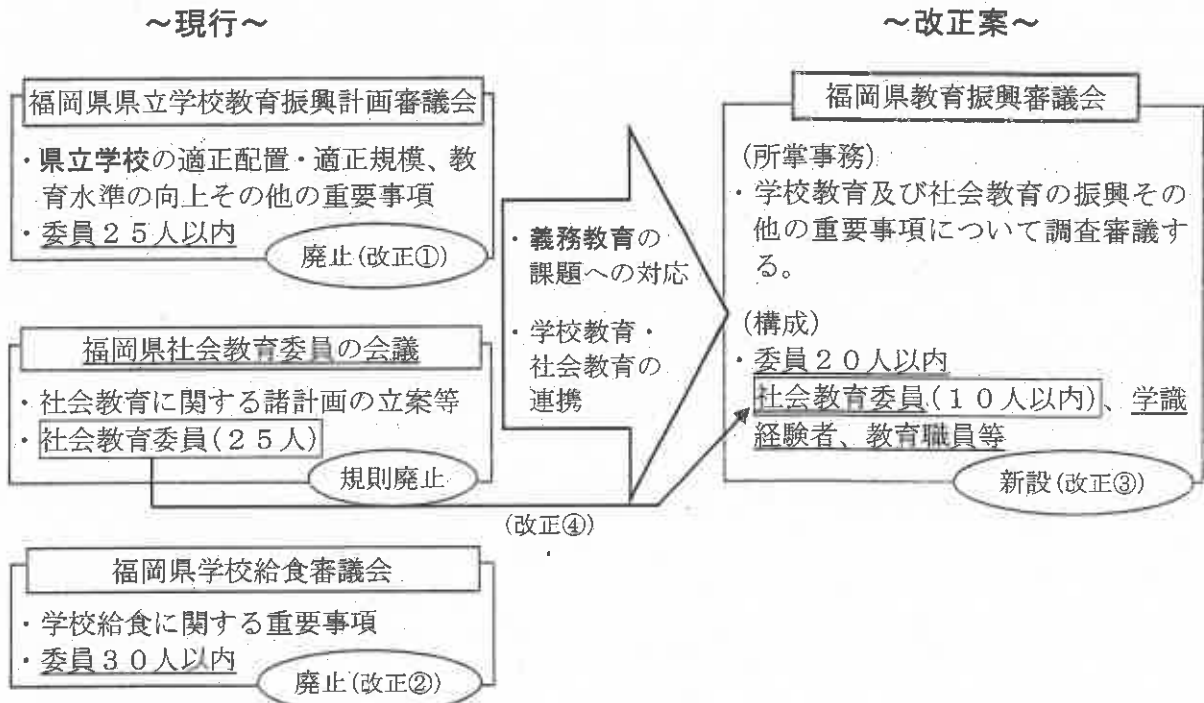
・附属機関の設置に関する条例

- ①「福岡県県立学校教育振興計画審議会」を廃止する。
- ②「福岡県学校給食審議会」を廃止する。
- ③新たに「福岡県教育振興審議会」を設置する。

・福岡県社会教育委員に関する条例

- ④福岡県社会教育委員の定数を現行の25人から10人以内に改める。

《参考：概略図》



3 施行期日

平成31年7月7日 ※既存の審議会等委員の任期満了日のうち、直近の満了日の翌日
ただし、②については、平成31年4月1日

第三号議案

附属機関の設置に関する条例及び福岡県社会教育委員に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

平成三十二年二月六日

福岡県知事 小川 洋

理由

今後の社会の変化を見据え、学校教育及び社会教育における新たな課題に対応していくため、福岡県県立学校教育振興計画審議会及び福岡県社会教育委員の会議を統合し、新たに福岡県教育振興審議会を設置すること並びに所期の目的を達した福岡県学校給食審議会を廃止することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

附属機関の設置に関する条例及び福岡県社会教育委員に
関する条例の一部を改正する条例

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第一条 附属機関の設置に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部福岡県学校給食審議会の項及び福岡県県立学校教育振興計画審議会の項を削り、同部に次のように加える。

福岡県教育 振興審議会	学校教育及び社会教育の振興その他の重要事項 について調査審議すること
----------------	---------------------------------------

(福岡県社会教育委員に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県社会教育委員に関する条例(昭和二十四年福岡県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「二十五人」を「十人以内」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年七月七日から施行する。ただし、第一条の改正規定中別表教育委員会の部福岡県学校給食審議会の項を削る部分は、平成三十一年四月一日から施行する。

第三号議案

附属機関の設置に関する条例及び福岡県社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新旧対照表

改正案		現行																	
<p>附属機関の設置に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第三十九号）</p>		<p>附属機関の設置に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第三十九号）</p>																	
別表（第二条）		別表（第二条）																	
<table border="1"> <tr> <td>附属機関の属する執行機関</td> <td>附属機関</td> <td>担任する事務</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	(略)			<table border="1"> <tr> <td>附属機関の属する執行機関</td> <td>附属機関</td> <td>担任する事務</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	(略)								
附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務																	
(略)																			
附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務																	
(略)																			
<table border="1"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">教育委員会</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(削る。)</td> </tr> <tr> <td>福岡県教職員身体検査審議会</td> <td>福岡県教育委員会の任命に係る職員の採用、休職、復職及び免職の場合における身体検査について調査審議すること</td> </tr> <tr> <td>福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会</td> <td>いじめ防止対策推進法第十四条第三項の地域におけるいじめの防止等のための対策 同法第二十八条第一項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等を行うこと</td> </tr> <tr> <td>福岡県教育振興審議会</td> <td>学校教育及び社会教育の振興その他の重要事項について調査審議すること</td> </tr> </table>	教育委員会		(削る。)	福岡県教職員身体検査審議会	福岡県教育委員会の任命に係る職員の採用、休職、復職及び免職の場合における身体検査について調査審議すること	福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会	いじめ防止対策推進法第十四条第三項の地域におけるいじめの防止等のための対策 同法第二十八条第一項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等を行うこと	福岡県教育振興審議会	学校教育及び社会教育の振興その他の重要事項について調査審議すること	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">教育委員会</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(削る。)</td> </tr> <tr> <td>福岡県教職員身体検査審議会</td> <td>福岡県教育委員会の任命に係る職員の採用、休職、復職及び免職の場合における身体検査について調査審議すること</td> </tr> <tr> <td>福岡県県立学校教育振興計画審議会</td> <td>県立学校の適正配置、適正規模、教育水準の向上その他の重要事項について調査審議すること</td> </tr> <tr> <td>福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会</td> <td>いじめ防止対策推進法第十四条第三項の地域におけるいじめの防止等のための対策 同法第二十八条第一項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等を行うこと</td> </tr> </table>	教育委員会		(削る。)	福岡県教職員身体検査審議会	福岡県教育委員会の任命に係る職員の採用、休職、復職及び免職の場合における身体検査について調査審議すること	福岡県県立学校教育振興計画審議会	県立学校の適正配置、適正規模、教育水準の向上その他の重要事項について調査審議すること	福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会	いじめ防止対策推進法第十四条第三項の地域におけるいじめの防止等のための対策 同法第二十八条第一項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等を行うこと
教育委員会			(削る。)																
		福岡県教職員身体検査審議会	福岡県教育委員会の任命に係る職員の採用、休職、復職及び免職の場合における身体検査について調査審議すること																
		福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会	いじめ防止対策推進法第十四条第三項の地域におけるいじめの防止等のための対策 同法第二十八条第一項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等を行うこと																
	福岡県教育振興審議会	学校教育及び社会教育の振興その他の重要事項について調査審議すること																	
教育委員会		(削る。)																	
	福岡県教職員身体検査審議会	福岡県教育委員会の任命に係る職員の採用、休職、復職及び免職の場合における身体検査について調査審議すること																	
	福岡県県立学校教育振興計画審議会	県立学校の適正配置、適正規模、教育水準の向上その他の重要事項について調査審議すること																	
	福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会	いじめ防止対策推進法第十四条第三項の地域におけるいじめの防止等のための対策 同法第二十八条第一項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等を行うこと																	
		(新設)																	

第三二号議案

附属機関の設置に関する条例及び福岡県社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新旧対照表

福岡県社会教育委員に関する条例（昭和二十四年福岡県条例第七十一号）	
改正案	現行
第一条（略） 第二条（略） 第三条 委員の定数は十人以内とする。 第四条（略） 第五条（略）	第一条（略） 第二条（略） 第三条 委員の定数は二十五人とする。 第四条（略） 第五条（略）